医療機関の皆様へ

入院生徒の学習環境の整備にご協力をお願いします！

学校教育法施行規則により、高等学校等は、自校に在籍する疾病による療養のため又は障がいのため、相当の期間学校を欠席すると認められる生徒（入院生徒及び自宅療養生徒。以下「病気療養中等の生徒」という。）に対して、次のような教育保障をすることができます。

保証01 【オンライン授業】

メディアを利用して行う同時双方向型の授業※

保証02 【オンデマンド型の授業】

事前に収録した授業を視聴して受講する授業※

保証03 【通信教育】

通信制課程で提供される、添削指導、面接指導及び試験の方法による教育

学習意欲はありながら、入院等のため登校できない生徒が、原級留置、転学、中途退学することなく、在籍校を卒業できるようにするため、入院生徒の学習環境の整備にご協力をお願いします。

※　病気療養中等の生徒に対し、メディアを利用して授業を実施する場合、同時双方向型の授業が原則ですが、当該生徒の病状や治療の状況、医師等の意見等から、配信側の授業時間に合わせて同時双方向型の授業を受信することが難しいと学校において判断した場合に限り、本人及び保護者の意向を踏まえオンデマンド型の授業を行うことが可能です。

医療機関にご協力いただきたいこと

- Wi-Fi環境の整備
- 配信授業を視聴できる場所の確保
- 学校との連携

北海道教育庁高校教育課

入院生徒の教育保障の流れ

入院生徒・保護者から、オンライン授業等の実施について相談があった際には、当該生徒の病気の種類や病状を踏まえつつ、学校と連携の上、配信授業を視聴できる場所を確保するなど、オンライン授業等の学習環境を整備していただきますようお願いします。

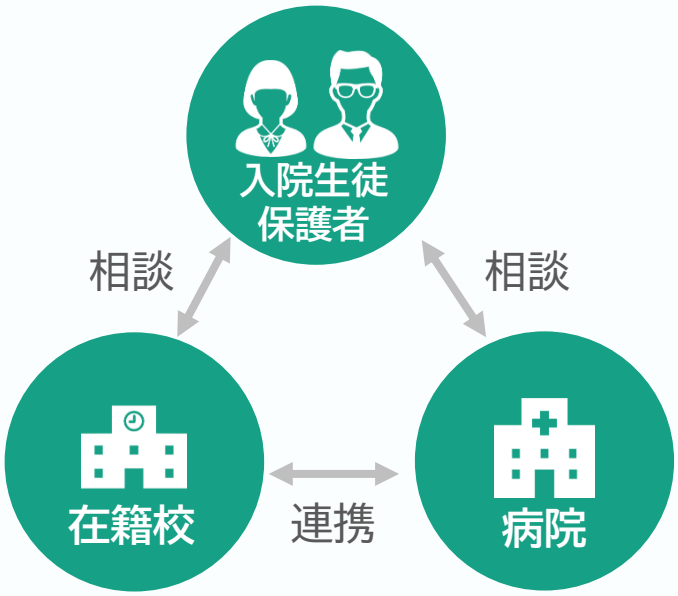

病気療養中等の生徒に対する教育保障の実施状況

方法	人数
オンライン授業	124名
オンデマンド型授業	25名
通信教育	49名

（令和６年度高等学校段階における病気療養中等の生徒に対する教育保障体制に係る調査（道教委））

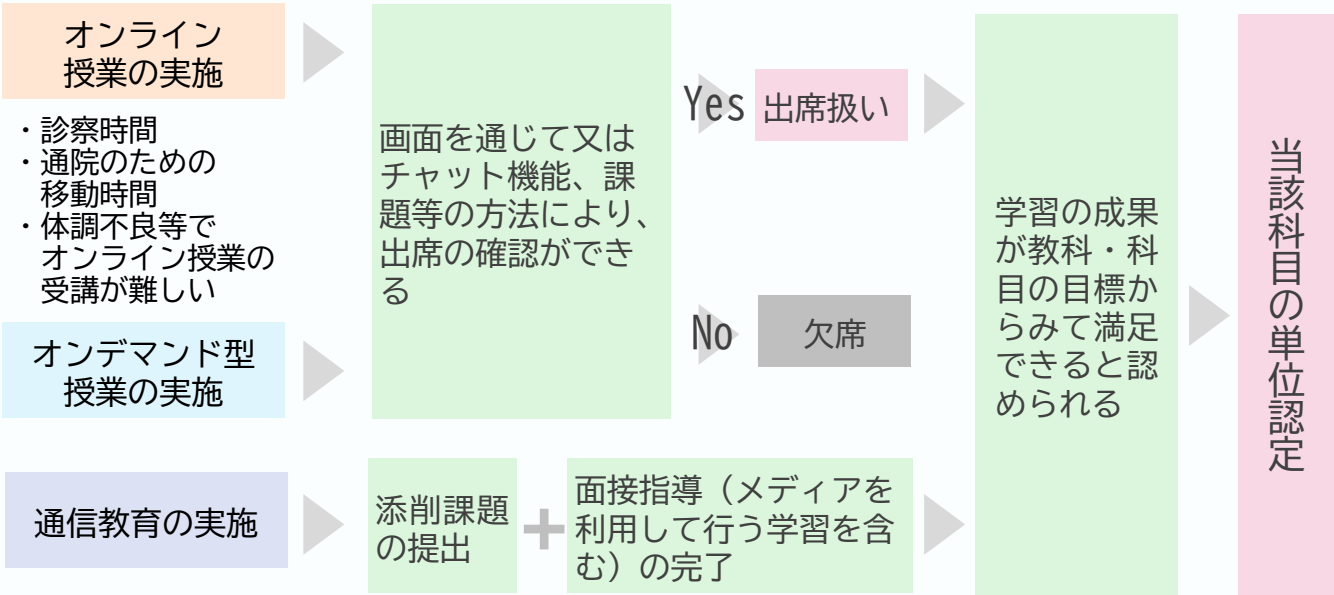

【問合せ先】

北海道教育庁高校教育課高校教育指導係

〒060-8544　札幌市中央区北３条西７丁目
TEL　011-204-5764　FAX　011-232-1108
E-Mail　kyoiku.kokyo1@pref.hokkaido.lg.jp
URL　https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kki/nyuinseito.html